

# 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握 に関するガイドラインについて

## ・ガイドライン作成の背景・課題

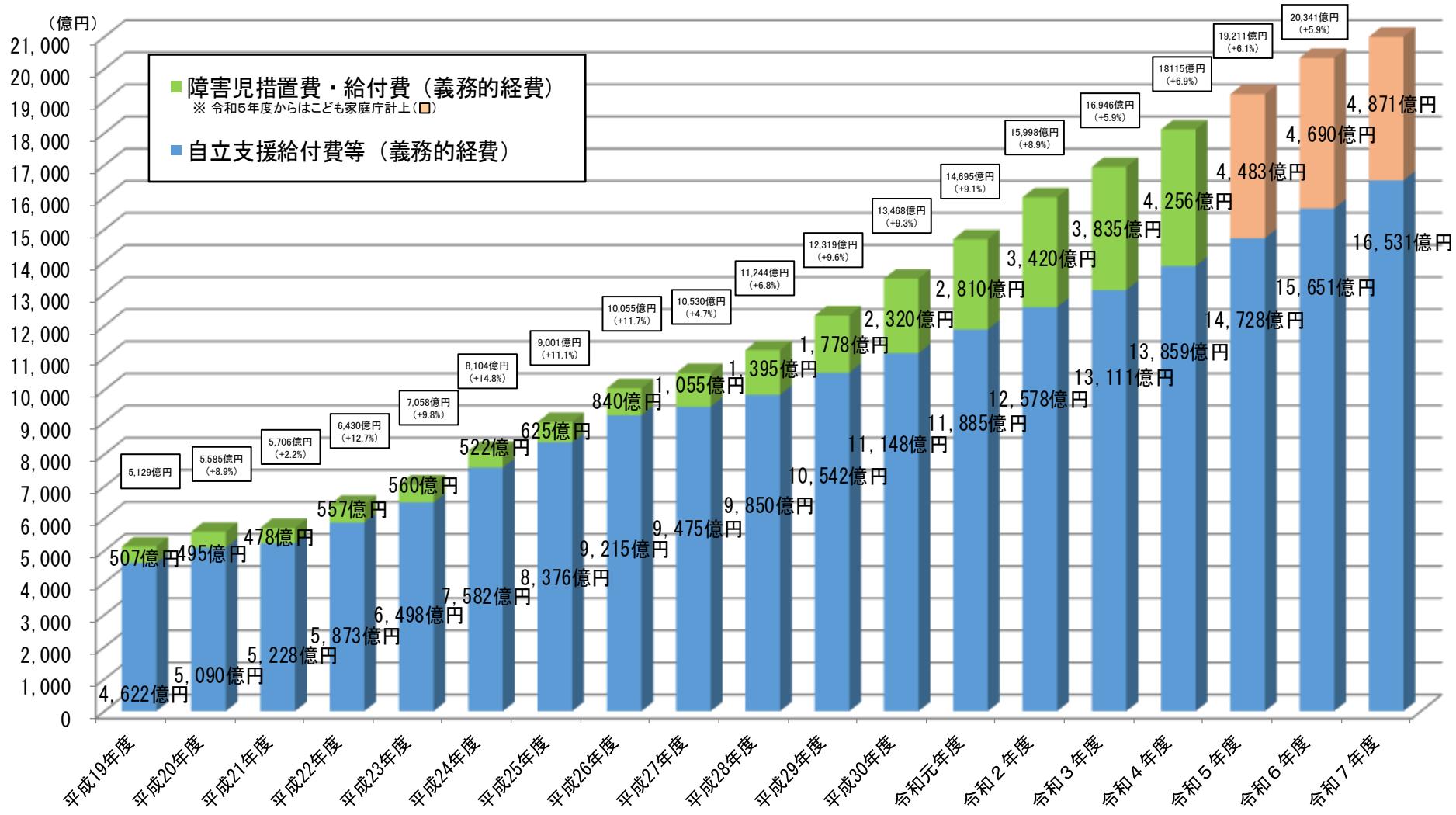
厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は、**18年間で約4倍、直近10年間で約2倍**増加している。

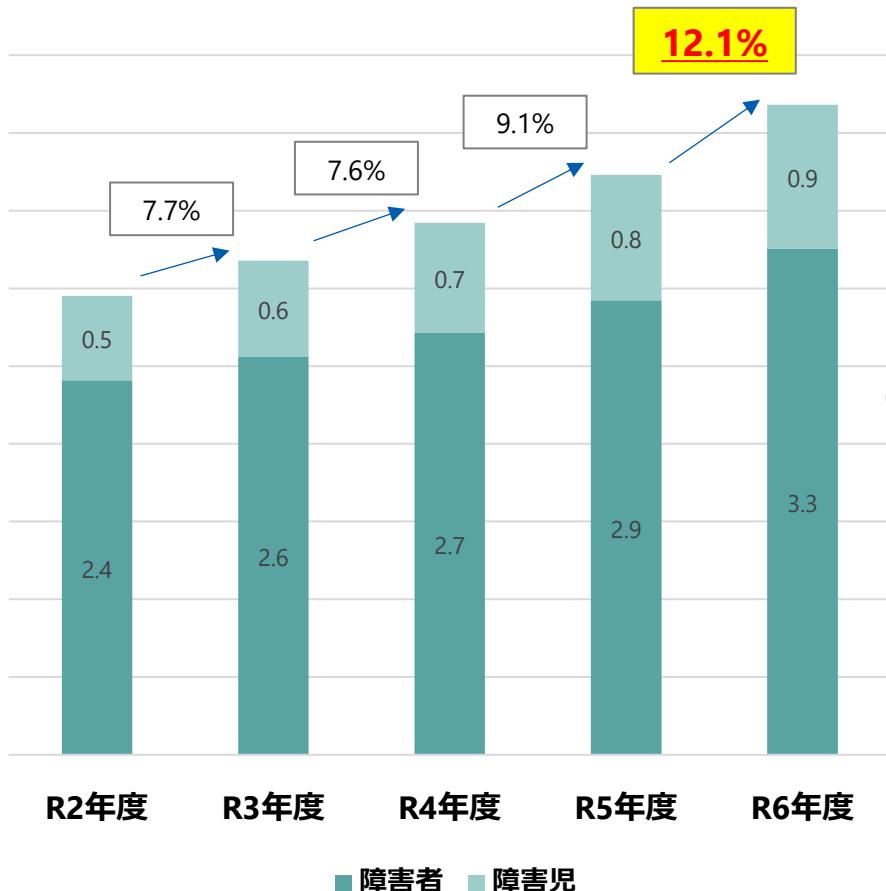
**21,402億円  
(+5.2%)**



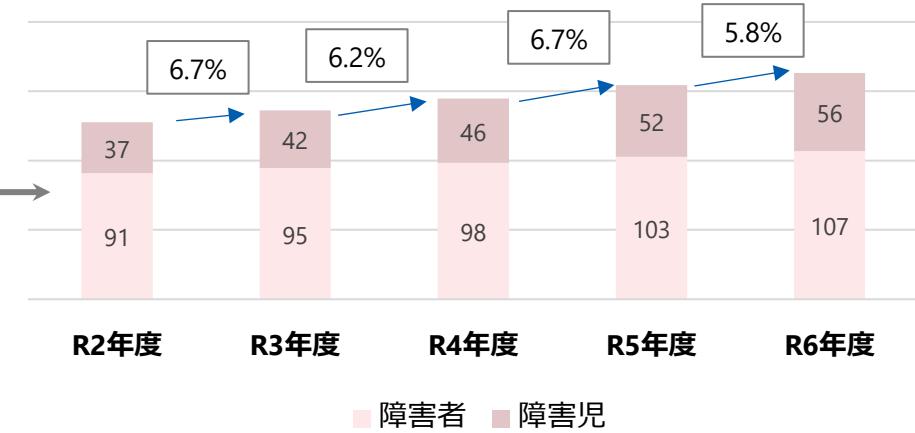
# 近年の障害福祉サービス等の総費用額の動向

- 近年の障害福祉サービス等の総額の動向をみると、持続的に伸び続けているが、特にR5→R6年度にかけて急伸 (12.1%)。この間の総額、利用者数、一人当たり費用額の動きは下図のとおり。

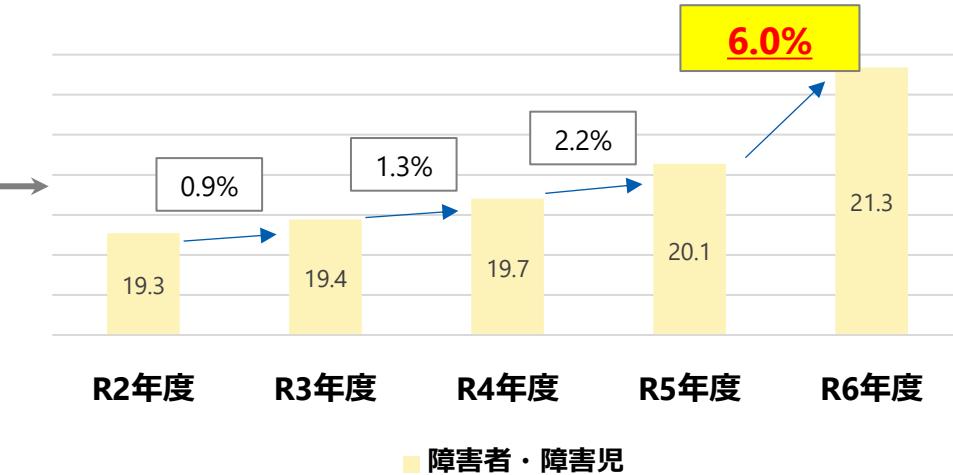
## 総費用額の推移（兆円）



## 平均利用者数(1ヶ月平均)の推移（万人）



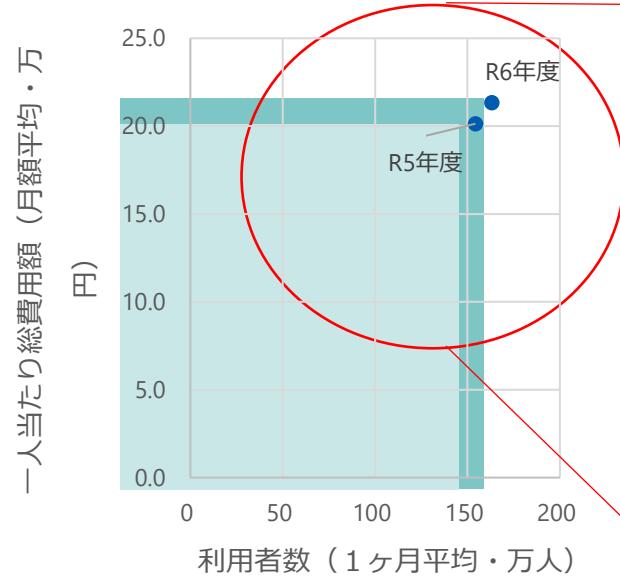
## 一人当たり費用額(月額平均)の推移（万円）



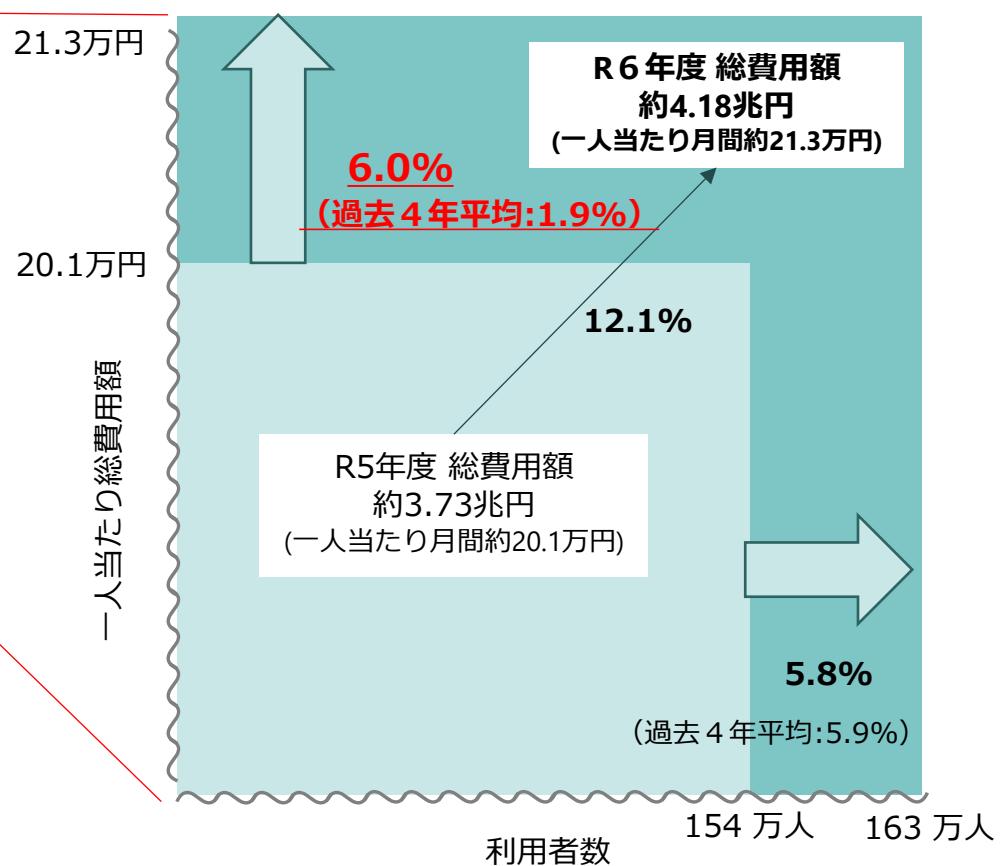
# R5→R6年度の障害福祉サービス等の総費用額の伸びの状況

- 最近の政府予算では、対前年度 5 ~ 6 %程度の伸び(※)を確保してきたが、R5年度からR6年度の費用の伸び(12.1%)は、これを大きく上回っている。  
※ R3年度:+5.9%、R4年度:+6.9%、R5年度:+6.1%、R6年度:+5.9%、R7年度:+5.2%
- このR5年度からR6年度の伸びの状況を見てみると、
  - ・ **一人当たりの総費用額が、R6改定の改定率(+1.12%)を大きく上回って、6.0%の伸び**となっている
  - ・ 利用者数は、近年の動向と同様に、5.8%の伸びとなっている  
⇒ 制度の持続可能性を確保する観点から、検討が必要

一人当たり総費用額と利用者数から見た総費用額



R5年度→R6年度の給付費の変化(伸び方)のイメージ



(出典) 国保連データ

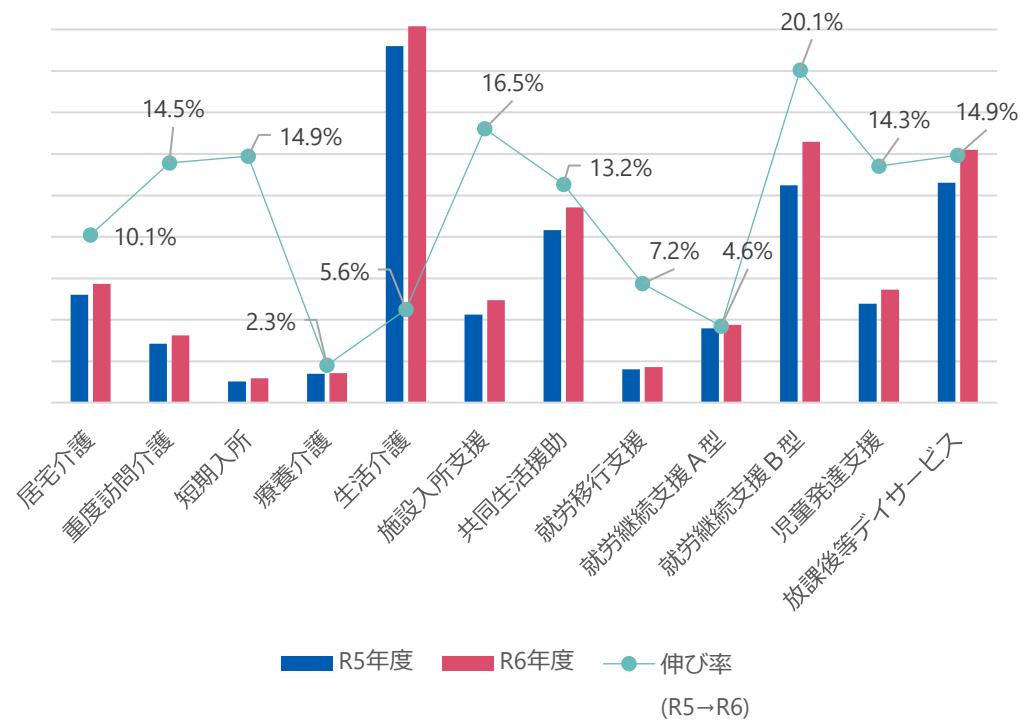
## R5→R6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率

- 年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型について、R5年度からR6年度にかけての年間総費用額の伸び幅・伸び率は以下のとおり。

**年間総費用額と伸び幅・伸び率**

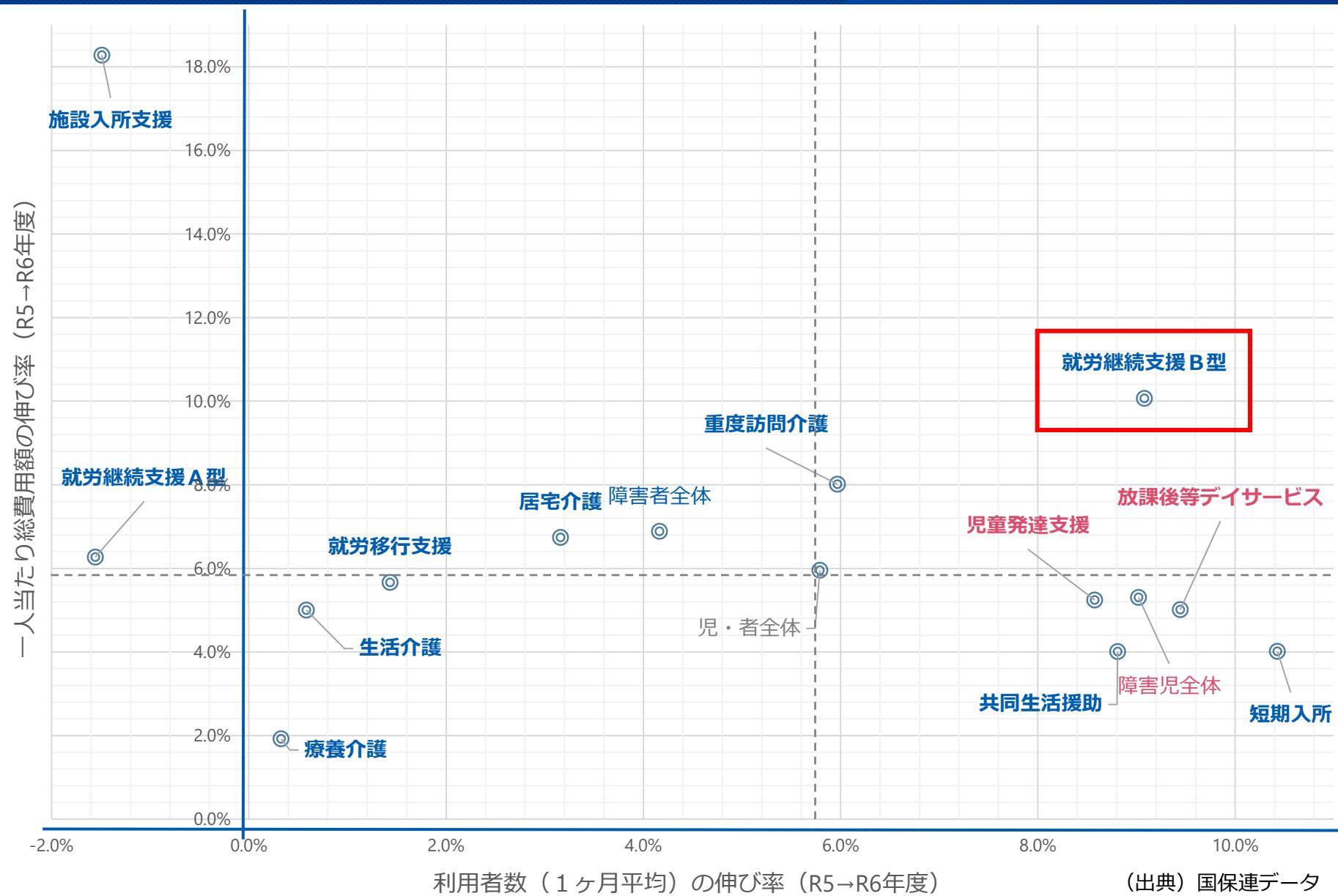
|            | 年間総費用額（億円） |          | 伸び幅<br>(R5→R6) | 伸び率<br>(R5→R6) |
|------------|------------|----------|----------------|----------------|
|            | R5年度       | R6年度     |                |                |
| 居宅介護       | 2,600      | 2,863    | 263            | 10.1%          |
| 重度訪問介護     | 1,417      | 1,622    | 205            | 14.5%          |
| 短期入所       | 511        | 586      | 76             | 14.9%          |
| 療養介護       | 697        | 713      | 16             | 2.3%           |
| 生活介護       | 8,602      | 9,085    | 483            | 5.6%           |
| 施設入所支援     | 2,124      | 2,475    | 351            | 16.5%          |
| 共同生活援助     | 4,163      | 4,712    | 548            | 13.2%          |
| 就労移行支援     | 800        | 858      | 57             | 7.2%           |
| 就労継続支援A型   | 1,792      | 1,875    | 83             | 4.6%           |
| 就労継続支援B型   | 5,242      | 6,294    | 1,052          | 20.1%          |
| 児童発達支援     | 2,388      | 2,728    | 341            | 14.3%          |
| 放課後等デイサービス | 5,306      | 6,098    | 792            | 14.9%          |
| 障害者        | 29,234     | 32,548   | 3,315          | 11.3%          |
| 障害児        | 8,067      | 9,261    | 1,194          | 14.8%          |
| 全体         | 37,300.7   | 41,809.8 | 4,509          | 12.1%          |

**サービスごとの年間総費用額と伸び率の比較（イメージ）**

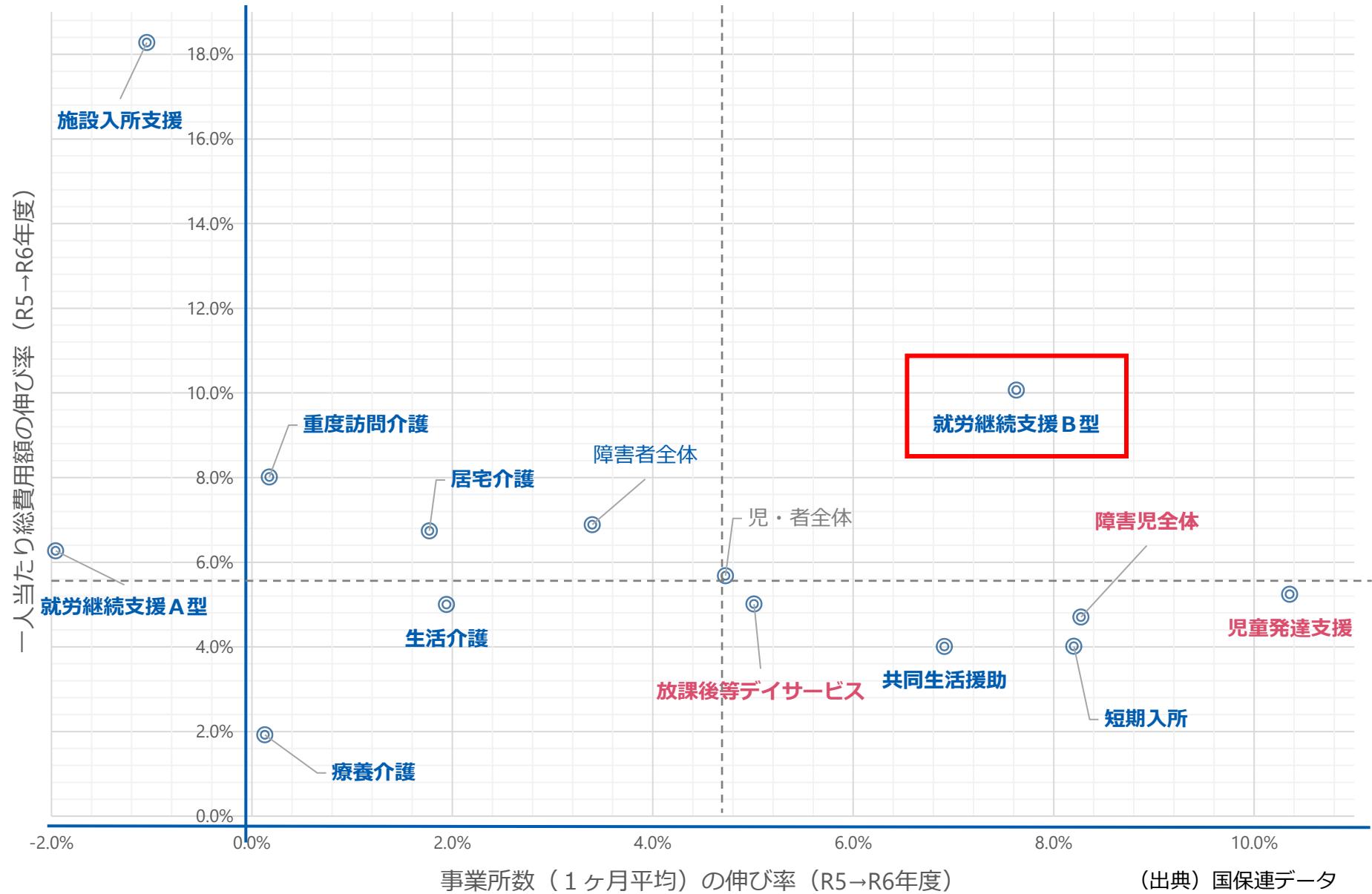


(出典) 国保連データ

## R5→R6年度の一人あたり費用額の伸び率と利用者数の伸び率(主なサービスごと)



## R5→R6年度の一人あたり費用額の伸び率と事業所数の伸び率(主なサービスごと)



(出典) 国保連データ

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の前後における、総費用、利用者数、利用者1人当たり費用額、事業所数、1事業所当たり費用額について、四半期ごとの状況を比較・分析した結果、以下のとおり。

## （サービス全体の動き）

- 総費用、利用者数、利用者1人当たり費用額、事業所数、1事業所当たり費用額のいずれについても、改定前後の比較（令和5年度と令和6年度の前年同一期の比較）において増加傾向。  
(※) 令和6年度の処遇改善加算の見直しの影響は、令和6年6月以降となることに留意。

## （サービスごとの主な動き）

### ○重度訪問介護

利用者数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。  
1人当たり費用額の増加は、利用時間数が増加していることの影響が考えられる。

### ○施設入所支援

利用者数、事業所数は減少傾向であるが、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定で拡充した強度行動障害に係る加算の影響が考えられる。

### ○就労継続支援A型

利用者数、事業所数は減少する一方、1人当たり費用額や1事業所当たり費用額は増加。今般の改定において、従来より指定基準で求めていた生産活動収支が賃金活動を上回ることを報酬上厳格化したことの影響が考えられる。

### ○就労継続支援B型

利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。利用者数の伸びが大きい他、今般の改定による人員配置6：1の報酬体系の新設や平均工賃月額の算定方法の見直しの影響が考えられる。

### ○共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）

利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所あたり費用額が増加。利用者数の伸びが大きい他、今般の改定で拡充した強度行動障害に係る加算の影響が考えられる。

### ○計画相談支援

利用者数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。今般の改定による機能強化型の基本報酬の引き上げの影響が考えられる。

### ○児童発達支援

利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所当たり費用額が増加。利用者数の伸びが大きい他、1人当たり費用額の増加は、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算の要件の見直しの影響が考えられる。

### ○放課後等デイサービス

利用者数、事業所数、1人当たり費用額、1事業所あたり費用額が増加。主な要因としては、利用者数の伸びが大きい他、基本報酬の高い区分の取得の増加、児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算の要件の見直しによる影響が考えられる。

# 主なサービスごとの事業所数の伸び率と1人当たり費用額の伸び率

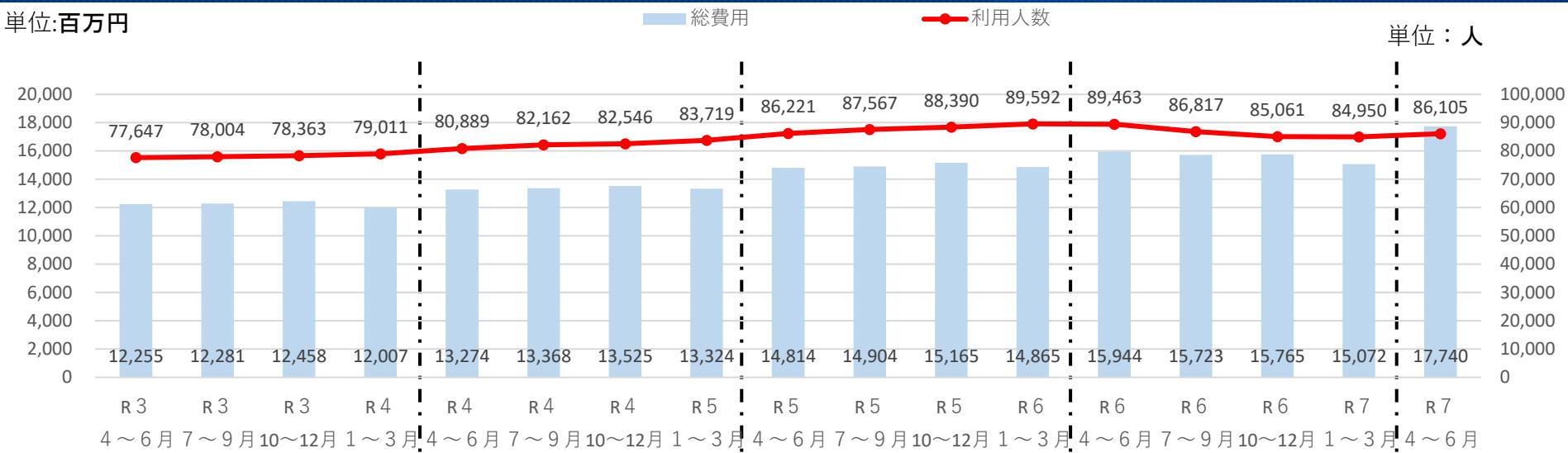
※年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型

|                      | 総費用額<br>(億円・R6年度) | 収支差率<br>(R6年度) |         | 伸び率<br>(R6第1四半期<br>→R7第1四半期) | 伸び率<br>(R5→R6) | 伸び率<br>(R4→R5) | 伸び率<br>(R3→R4) |
|----------------------|-------------------|----------------|---------|------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 居宅介護                 | 2,863             | 8.9%           | 事業所数    | 1.16%                        | 1.77%          | 2.49%          | 2.45%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 6.65%                        | 6.74%          | 4.92%          | 3.25%          |
| 重度訪問介護               | 1,622             | 6.4%           | 事業所数    | -0.85%                       | 0.17%          | 1.40%          | 0.75%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 7.70%                        | 8.01%          | 7.73%          | 6.98%          |
| 短期入所                 | 586               | 2.3%           | 事業所数    | 6.79%                        | 8.20%          | 13.48%         | 8.43%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 1.25%                        | 4.01%          | -4.16%         | -1.52%         |
| 療養介護                 | 713               | 1.3%           | 事業所数    | -0.77%                       | 0.13%          | 0.42%          | 0.52%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 1.34%                        | 1.92%          | 0.86%          | 0.48%          |
| 生活介護                 | 9,085             | 6.3%           | 事業所数    | 1.77%                        | 1.94%          | 3.31%          | 3.61%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 3.41%                        | 5.00%          | 1.89%          | 0.95%          |
| 施設入所支援               | 2,475             | 2.7%           | 事業所数    | -0.04%                       | -1.05%         | -0.36%         | -0.40%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 6.05%                        | 18.28%         | 2.87%          | 2.36%          |
| 共同生活援助<br>【合計】       | 4,712             | 5.5%           | 事業所数    | 6.03%                        | 6.91%          | 8.86%          | 10.89%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 6.67%                        | 4.04%          | 5.03%          | 5.38%          |
| 共同生活援助<br>(介護サービス包括) | 3,905             | 6.9%           | 事業所数    | 5.67%                        | 6.63%          | 8.28%          | 10.71%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 5.44%                        | 2.74%          | 3.80%          | 3.63%          |
| 共同生活援助<br>(外部サービス利用) | 151               | 2.4%           | 事業所数    | -6.52%                       | -5.63%         | -2.09%         | -3.19%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 3.93%                        | 2.95%          | 2.94%          | 3.48%          |
| 共同生活援助<br>(日中サービス支援) | 655               | 5.1%           | 事業所数    | 23.36%                       | 26.65%         | 37.78%         | 56.79%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 5.36%                        | 1.82%          | 0.32%          | 2.31%          |
| 就労移行支援               | 858               | 6.0%           | 事業所数    | -2.03%                       | -2.98%         | -1.73%         | -1.80%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 3.78%                        | 5.66%          | 2.54%          | 2.95%          |
| 就労継続支援A型             | 1,875             | 6.8%           | 事業所数    | -5.02%                       | -1.96%         | 4.98%          | 6.51%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 15.60%                       | 6.27%          | 4.57%          | 3.76%          |
| 就労継続支援B型             | 6,294             | 6.2%           | 事業所数    | 8.31%                        | 7.63%          | 6.85%          | 7.81%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 4.01%                        | 10.07%         | 1.89%          | 0.68%          |
| 児童発達支援               | 2,728             | 7.8%           | 事業所数    | 10.01%                       | 10.36%         | 13.69%         | 16.14%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 5.15%                        | 5.24%          | 3.62%          | 3.38%          |
| 放課後等デイサービス           | 6,098             | 9.1%           | 事業所数    | 7.65%                        | 6.85%          | 8.58%          | 11.39%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 3.00%                        | 5.01%          | 2.09%          | 1.83%          |
| 障害者                  | 32,548            |                | 事業所数    | 3.04%                        | 3.40%          | 4.45%          | 4.52%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 5.02%                        | 6.89%          | 3.07%          | 2.12%          |
| 障害児                  | 9,261             |                | 事業所数    | 8.30%                        | 8.27%          | 10.37%         | 12.37%         |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 3.63%                        | 5.31%          | 2.53%          | 2.26%          |
| 全体                   | 41,810            | 4.6%<br>(6.5%) | 事業所数    | 4.50%                        | 4.73%          | 6.00%          | 6.47%          |
|                      |                   |                | 1人当たり費用 | 4.25%                        | 5.95%          | 2.21%          | 1.35%          |

(出典)  
国保連データ

# 就労継続支援A型：総費用、利用人数、1人当たり費用額

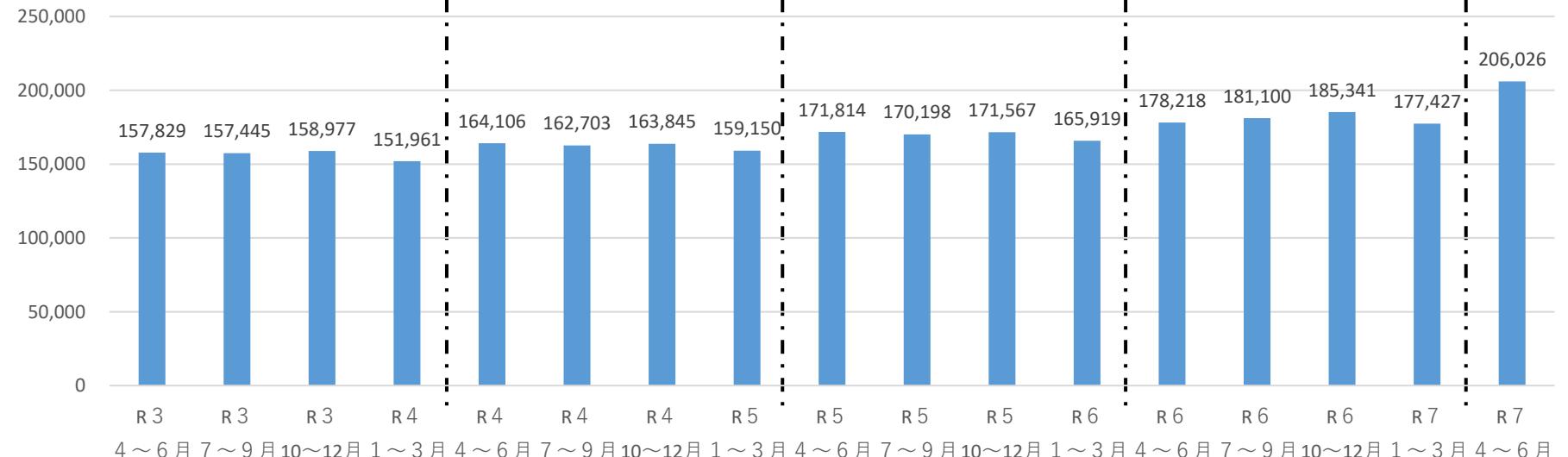
単位:百万円



単位：人

単位:円

## 1人当たり費用額

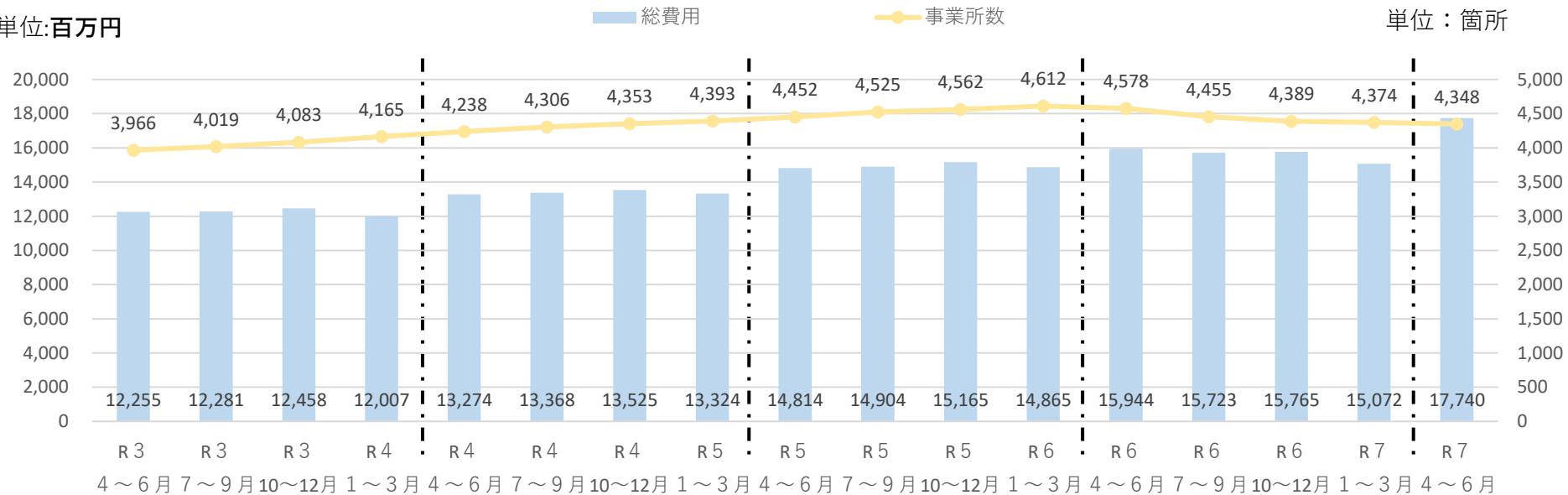


出典：国保連  
データ

注：値は各3月  
分の平均値

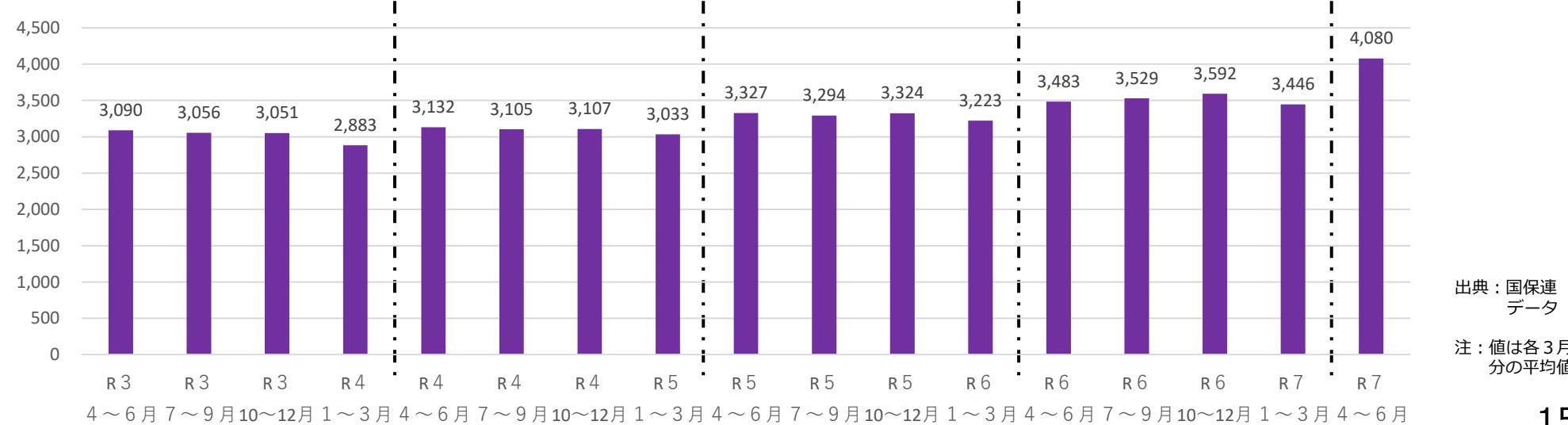
# 就労継続支援A型：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額

単位:百万円

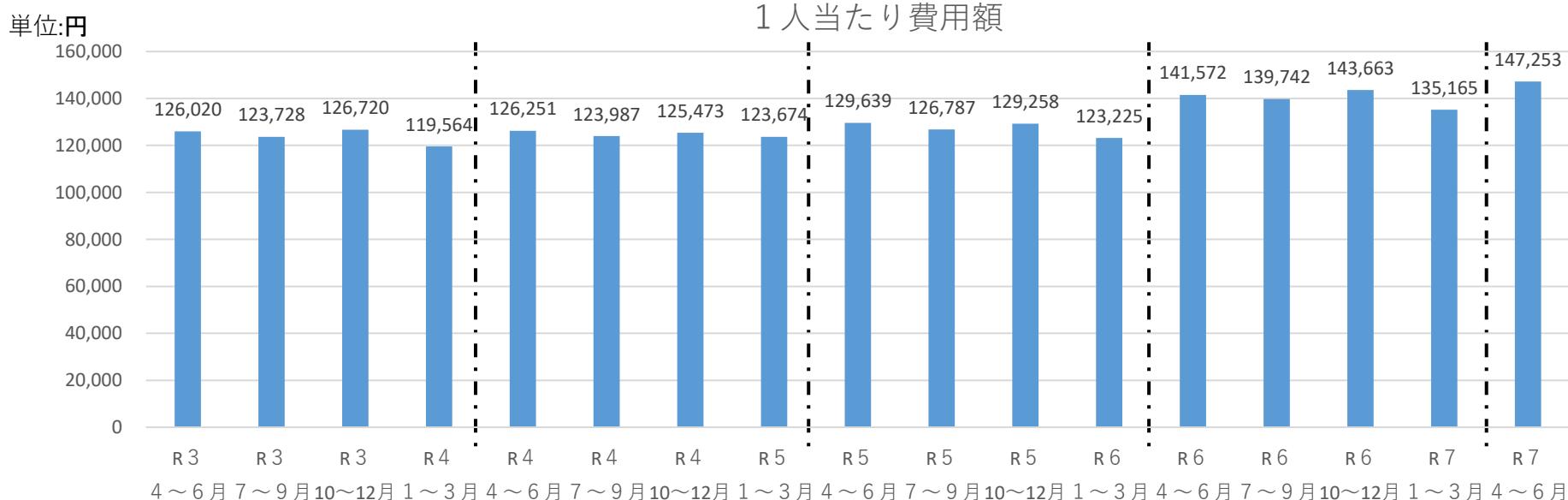
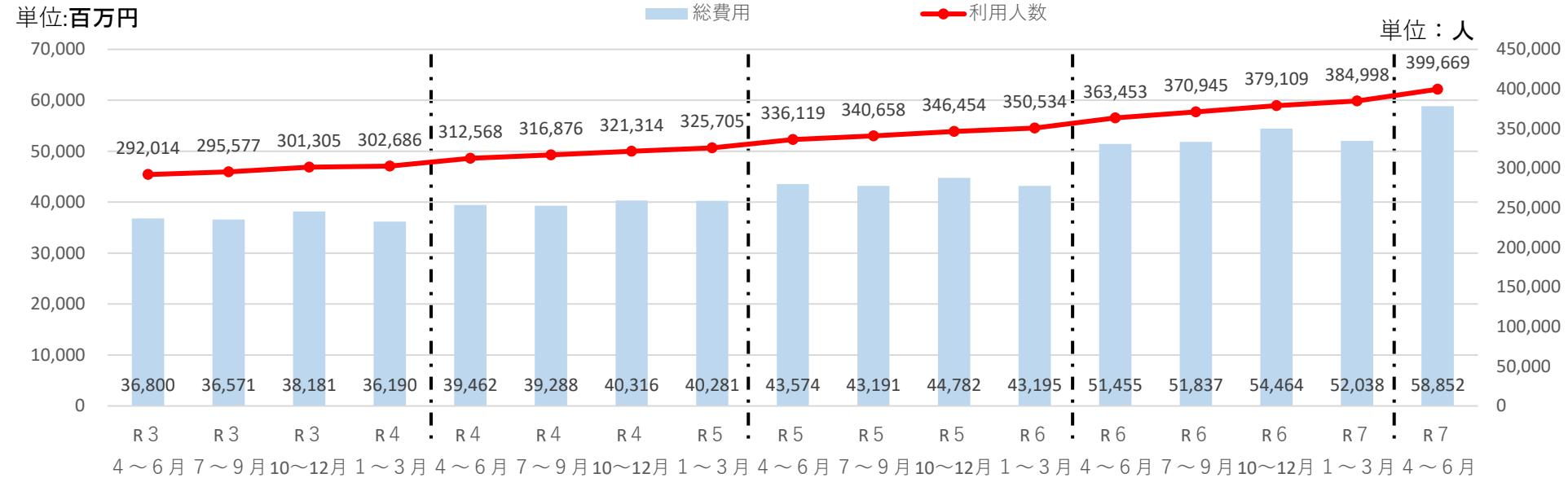


単位:千円

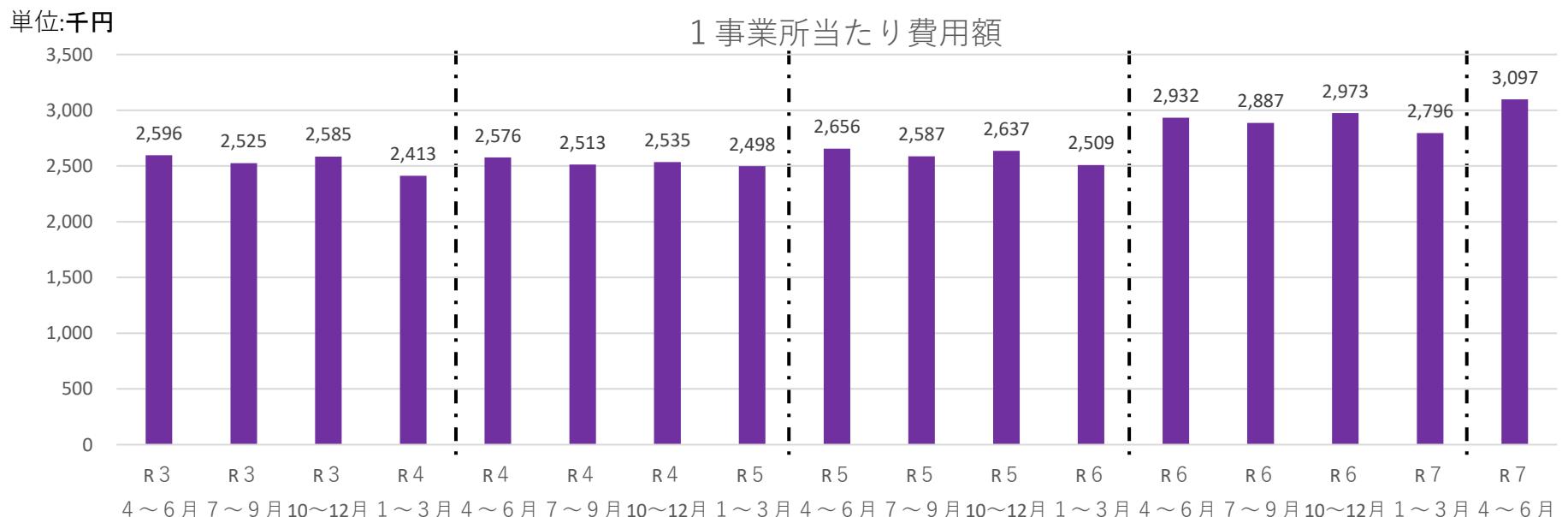
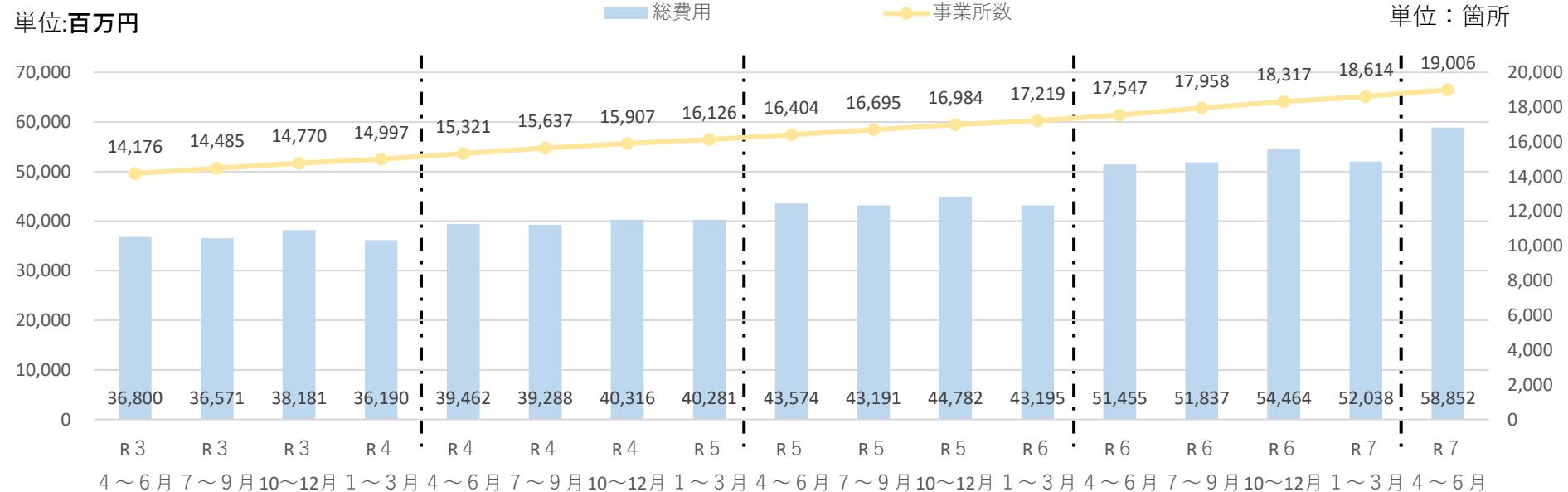
## 1事業所当たり費用額



## 就労継続支援B型：総費用、利用人数、1人当たり費用額



# 就労継続支援B型：総費用、事業所数、1事業所当たり費用額



# 令和6年度報酬改定後の状況を踏まえた対応（案）

## 基本的な考え方

- 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法の施行時から4倍以上に増加し、特に令和6年度報酬改定後において総費用額が+12.1%の伸び（一人あたり総費用額：+6.0%、利用者数：+5.8%）となっている。また、こうした中で、引き続き人材確保が課題となっているとともに、本来の制度趣旨に沿わない形で加算を算定する事業者も散見されるなど、サービスの質の低下も懸念される状況。
- このため、喫緊の課題である従事者の処遇改善に加えて、利用者に提供されるサービスの質を確保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する。

## 対応の方向性

### 1. 就労移行支援体制加算の見直し

就労移行支援体制加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離転職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨に沿わない形で算定する事業者の報道があること等を踏まえ、一事業所で算定対象となる就職者数に上限（定員数までを原則）を設定するなど、適正化を行う。

### 2. 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

就労継続支援B型について、平均工賃月額の算定方式の見直しにより、見直しの意図と異なる形で高い報酬区分の事業者が増えたことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。その際、事業運営に大きな影響を生じないよう、一定の配慮を行う。

### 3. 制度の持続可能性を確保するための見直し

収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型※（就労継続支援B型、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和8年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する。（既存事業所については従前どおり）

（※）年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

# 自治体における就労継続支援事業所の要件確認等の実態に関する調査研究 (令和6年度障害者総合福祉推進事業)

## 報告書概要

- 自治体における指定・指導事務の担当部署の人員配置は、都道府県・政令市では4～6名、中核市では1～3名が多い。うち、担当年数が3年以上の職員数はほとんどが1～2名。就労支援を専任的に担当する職員の配置は、都道府県・政令市は2～3割程度であり、中核市はほとんどいない。
- 就労系サービスは、福祉に加えて生産活動や民間企業の決算書類に関する知識など、複雑かつ広範囲にわたる知識・経験が必要とされることから、制度理解や書類審査において難しさを感じる職員が多い。
- 多くの自治体が専任者の必要性を感じる一方、様々な課題があり実現に至っていない。一方で、以下のような自治体事例もあり、効果は数字にも表れている。
  - ・新規指定申請の審査のために中小企業診断士・公認会計士等の専門家会議を設置し、事前協議に申込みのあった事業所を全件審査
  - ・指導担当部署に会計・企業決算等の専門的知識を持つ会計年度任用職員を配置し、A型に特化したチームを作り、指導等を実施
- 特に会計や雇用、営業許可等に精通する専門家等が、新規申請時に自治体職員をサポートする仕組みは非常に効果が高い。
- 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、それをもって直ちに指定申請自体を不受理にできない等の課題があり、例えば国から就労支援事業に特化した指定・指導事務要領や通知、ツールの提供など、自治体職員の事務の根拠や後ろ盾の提供が求められている。
- 以上を踏まえ、
  - ・新規指定時に自治体が申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
  - ・指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、負担軽減になるチェックツール等の開発・提供が必要と考えられる。

# 適正な事業所指定に向けた取組

サービスの質の確保・向上のため、事業所指定の適切な運用に向けた取組も進める必要がある。事業所指定に係るサービス横断的な取組のほか、個別のサービスについても指定の適切な運用に資するガイドラインの作成などの取組を進めている。

## 1 サービス横断的な取組

### （1）指定事務に係る運用の実態把握と適正化

- 支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定や事業所指定に係る事務の運用状況を調査。
- 令和7年度は、当該調査結果を踏まえつつ、各自治体の指定事務の運用状況等について更なる調査を行った上で、事業所指定の在り方について検討し、自治体の指定事務に資するガイドライン案をまとめる調査研究を実施予定。

### （2）意見申出制度の積極的な活用

- 令和7年3月の関係課長会議や事務連絡において、運用フロー例や活用事例、意見申出の際に用いる様式例を示して積極的な活用を促進。

## 2 個別サービスに係る取組

### （1）共同生活援助における支援の質の確保

- 共同生活援助における支援の質の確保等のため、令和6年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成（今後、厚生労働省として正式に策定（令和7年度中）予定）。
- 令和7年度は、調査研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。
- 更に、収益目的による専門性の低い事業者や、遵守すべき法令等の内容を十分に把握していない事業者の参入によるサービスの質の低下が指摘されていることから、令和7年度調査研究において、運営法人における内部牽制の在り方等も併せて検討する予定。

### （2）就労継続支援における支援の質の確保

- 令和6年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、自治体による指定事務の実態把握を実施。
- 本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

### （3）障害児支援における支援の質の確保

- 支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインを改訂し、周知している（令和6年7月）。
- 令和6年度報酬改定において、児童発達支援・放課後等デイサービス等では総合的な支援の提供を基準で求めるとともに、事業所の提供する支援を可視化するため、支援プログラムの作成及び公表を求めている（令和7年4月から未公表減算あり）。
- 全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、令和6年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催し、令和9年度以降の実施を見据え、全国共通の枠組みでの研修体系の構築に向けて検討をすすめているところ。

# 本ガイドラインの作成趣旨

- 就労継続支援は、障害者が自立した生活を営めるよう、就労・生産活動機会の提供や就労能力の向上のため訓練等を行うサービスですが、不適切な運営を行っている事業所があると指摘されています。
- 障害福祉サービス給付費の急増や人材確保が課題となるなかで、就労継続支援の質の確保が重要となっています。  
本説明会で本ガイドラインについて適切に御理解いただき、各自治体で指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握・指導を行う際に十分に御活用できるよう、検討・対応をお願いします。
- 引き続き、指定就労継続支援事業所の適切な運営確保に向けた取組をお願いします。
- なお、本ガイドラインは、他の障害福祉サービス等の指定・指導業務等にも準用可能であるため、適宜、活用をお願いします。